

回 覧 平成 28 年 5 月 1 日 (三股町) 代表 ☎ 5 2 - 1 1 1 1

.
.

◎ 読んだらすぐ隣へ回しましょう

- | 【分 類】 | 【No.】 | 【内 容】 |
|-----------------|-------|---|
| ①募 集 | 1・2 | ◆「ずっと住みたいまちづくり協働推進事業」に取り組む団体を募集します |
| ②催 し | 3 | ◆ヤマメ釣り大会を行います |
| ③講座・教室 | 4 | ◆都城高専教養講座「海外旅行で役立つ英会話」の受講生を募集します |
| | 5 | ◆「三州健康教室」を実施します |
| ④お知らせ | 5 | ◆5月は自動車税を納める月です |
| | 6 | ◆軽自動車税の減免申請を受け付けます |
| | 7 | ◆不動産公売を実施します |
| | 8・9 | ◆ごみ出しのルールを守りましょう |
| | 10 | ◆家庭用電動生ごみ処理機購入費の一部を補助します |
| ⑤保健と福祉
(子ども) | 11 | ◆麻しん・風しん混合ワクチン予防接種は済んでいますか？
◆【急募】児童厚生員を募集します |
| ⑥保健と福祉
(一 般) | 12 | ◆特定不妊治療費助成金を給付します |



- | 【分 類】 | 【No.】 | 【内 容】 |
|-----------------|-------|---|
| | 13 | ◆就業支援講習会「調理師試験準備講習会」の受講生を募集します
◆障害者ふれあいサロンを実施します |
| | 14 | ◆「ギャンブル依存症者の家族のつどい」を実施します
◆「薬物依存症者の家族のつどい」を実施します |
| | 15 | ◆「依存症家族教室」を実施します
◆精神保健に関する相談を行っています |
| ⑦保健と福祉
(高齢者) | 16 | ◆「町シルバー人材センター主催講習会」の受講者を募集します |
| | 17 | ◆「高齢者向け給付金」を支給します |
| ⑧農林畜産業関連 | 17 | ◆「緑の募金」にご協力ください |
| ⑨相 談 | 18 | ◆「人権相談」を実施します
◆「おもちゃ病院三股」を開設します
◆「ふれあい福祉相談」を実施しています |



① 募集

◆「ずっと住みたいまちづくり協働推進事業」に取り組む団体を募集します

1 備品等貸出事業

(1) 事業内容

公益的な環境美化活動に対して備品などの貸し出しを行います。

(2) 貸し出しを行う備品など

番号	貸出備品名	貸出数量	貸出場所	貸出条件
1	2トントラック	1	町役場	普通自動車免許
2	軽トラック	1		普通自動車免許
3	自走式芝刈り機	2		
4	草刈り機	5		
5	作業中安全看板	4		
6	安全ポール	10		

(3) 貸出日時

- 12月29日(木)～平成29年1月3日(火)を除く、
土曜日、日曜日および国民の祝日 午前8時～午後6時

※町の公務使用に支障がある場合は使えません。

※次に案内する(右) 道路等環境整備事業を行う人は優先して使用できます。

(4) 使用できる団体

- ・ 公民館などの自治会
- ・ 老人クラブ
- ・ PTA、子ども会、幼稚園・保育園の保護者会などの教育関係団体
- ・ 体育協会、文化協会、スポーツ少年団などの文化・スポーツ関係団体
- ・ 社会福祉協議会登録のボランティア団体
- ・ 特定非営利活動法人 など

(5) 使用できる活動

町内の道路、河川、公園、学校その他公共施設の環境美化活動のために行う活動 など

(6) 申込方法

備品を利用する3日前までに都市整備課に申請書を提出してください。貸出備品が重複した場合は、先に申し込んだ団体を優先に貸し出します。

2 道路等環境整備事業

(1) 事業内容

町道の草刈り作業と刈草の集草作業。

※別図の作業箇所を、8月までに1回目、2回実施する場合は、12月までに作業を行ってまいります。

(2) 実施対象団体

- ① 公民館などの自治会・水利組合・土地改良などの地域団体
- ② 企業（工場周辺の企業職員による作業）
- ③ 特定非営利活動法人・ボランティア団体 など

(3) 奨励金

1回1回あたり10円（2回を上限とし、10万円まで支給）

(4) 申込方法

5月31日（火）までに申請書を提出してください。

※申請書は都市整備課にあります。

(5) 実施団体の決定

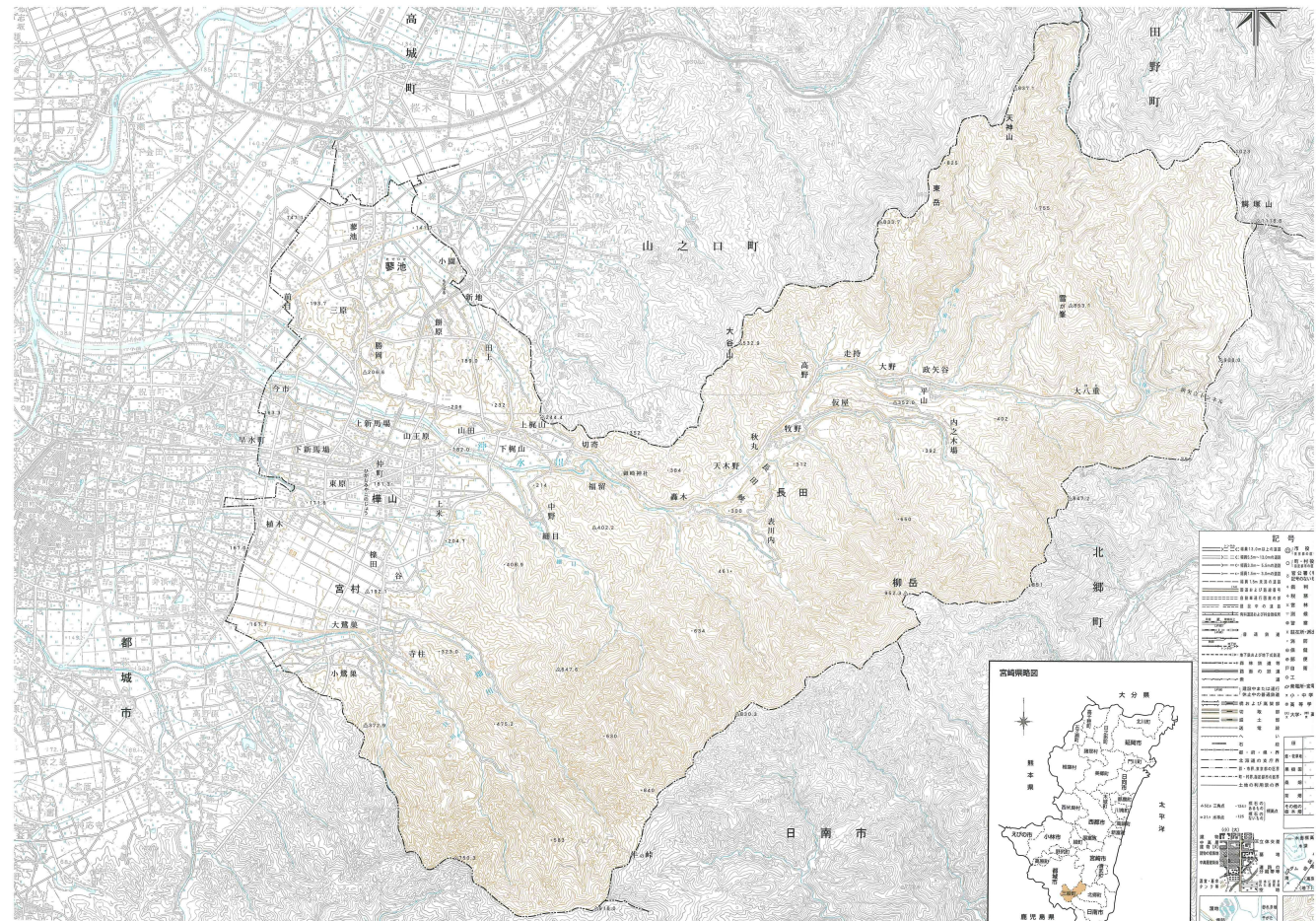
応募多数の場合は、作業条件・地域性を比較して最適な団体を町都市整備課で選考します。

※お申し込み・お問い合わせは、

都市整備課 施設管理係（町役場2階 ⑨番窓口）

☎52-9068（直通）にお願いします。





② 催 し

◆ ヤマメ釣り大会を行います

会 場	椎八重公園（三股町大字長田 5515 番地 1）
日 時	<p>5月21日（土） 受付：午前8時30分～</p> <p>■釣り大会 午前9時～午後5時</p> <p>■釣り教室 午前9時～10時（小・中学生を対象）</p> <p>5月22日（日） 受付：午前8時30分～</p> <p>■釣り大会 午前9時～正午</p> <p>■つかみ取り 午後1時～（小学生以下を対象）</p> <p>※2日間とも午前中に毛針の制作実演を行います。</p>
参加料	<p>1日当たり（保険料を含む）</p> <p>①小学生以下 100円</p> <p>②中学生以上 500円</p>
鑑札代	<p>高校生以上は鑑札が必要です。鑑札がない人は当日会場で購入できます。</p> <p>年券：3,000円（障害者、75歳以上は2,000円）</p> <p>1日券：1,000円（障害者、75歳以上は500円）</p>



その他

- ・公園内の池や隣の河川を利用して行います。
- ・受け付けは、椎八重公園内の池の横で行います。
- ・「釣り道具」、「えさ」は各自で準備してください。
- ・ケガをされた場合は、保険の範囲内で対応しますが、会場での事故・盗難については、当組合では一切の責任を負いません。
- ・小雨のときは行いますが、大雨や増水の場合は中止します。

主 催：三股町淡水漁業協同組合

後 援：三股町ほか



※お問い合わせは、

三股町淡水漁業協同組合 事務局（産業振興課 農業振興係内）

☎52-9086（直通）をお願いします。

③ 講座・教室

◆ 都城高専教養講座 「海外旅行で役立つ英会話」の受講生を募集します

海外旅行をよりいっそう楽しむために、旅行中に遭遇するさまざまな場面で必要な英語表現の講習を行います。録音教材などを交えながら「聴くこと」「話すこと」の活動を中心に学びます。ぜひご参加ください。

開催日時	6月8日(水)、10日(金)、13日(月)、15日(水)、17日(金) (計5日間) 午後7時～9時
対象者	町内または都城市に住んでいる人 ※初心者を対象とします。
募集人員	20人(先着順)
講師	都城高専 英語科教職員
場所	都城高専図書館1階 LL教室
講習料	無料 ※別途参加料500円(配布資料代など)が必要です。
申込期限	5月25日(水)
申込手続	指定の教養講座申込書に記入し、ファクスでお申し込みください。 はがき、メールの場合は ①講座名 ②氏名(ふりがな) ③性別 ④年齢 ⑤自宅の郵便番号・住所 ⑥連絡先 ⑦海外旅行経験の有無 ⑧海外旅行予定の有無を記入し、お申し込みください。

- ◇メールで申し込む場合、数日たっても受付完了の連絡がなければ不着の可能性があるので、お手数ですが電話で確認をお願いします。
- ◇定員に達し次第締め切らせていただきますが、受講希望者が少ない場合は開講しない場合があります。その場合は、はがきで連絡します。
- ◇講座開講日1週間前までには受講決定者へ「受講通知書」を送付します。
- ◇参加料は初日に集めます。
- ◇開催中、本校教職員が記録写真を撮影することがあります。写真は講座終了後、本校公式サイトや各種広報などで利用することがありますので、あらかじめご了承ください。
- ◇申込時の情報は、本講座に関する業務以外には利用しません。



***お申し込み・お問い合わせは 都城高専 総務課企画係**
〒885-8567 都城市吉尾町 473 番地の 1
電話： 47-1306 ファクス： 38-1508
Eメール： kikaku@jim.miyakonojo-nct.ac.jp

◇募集案内・受講申込書は学校公式サイトからダウンロードできます。
URL <http://www.miyakonojo-nct.ac.jp/~techcen/koza.html>

◆「三州健康教室」を実施します



三州病院では毎月、地域の皆さんの健康維持・増進のために健康教室を開催しています。誰でも参加できますので、ご近所お誘い合わせのうえご参加ください。

日 時	5月18日(水) 午後3時～4時
場 所	三州病院3階 カンファレンス室
内 容	テーマ「肝臓の話」 講師：三州病院 非常勤医師 内科 蓮池 悟 先生
参 加 費	無料
定 員	60人
申し込み方法	電話または来院時に申し込みをしてください。 ※予約が必要です。

※お申し込み・お問い合わせは、
三州病院 ☎22-0230 にお願ひします。



④ お知らせ

◆ 5月は自動車税を納める月です

自動車税は、4月1日現在で宮崎運輸支局に登録されている自動車の所有者または使用者に課税されます。

自動車をお持ちの人（法人を含む）は、5月31日（火）までに自動車税を納めてください。

納付は、金融機関、県税・総務事務所、コンビニエンスストアのほか、パソコンや携帯電話などインターネット環境があればクレジットカードを利用して納めることもできます。（詳しくは納税通知書をご覧ください。）

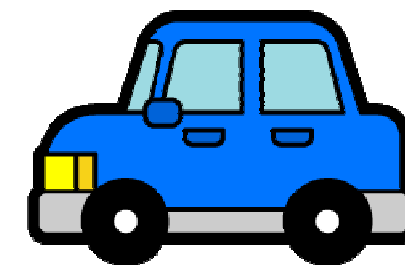
5月中旬までに納税通知書が届かない場合は、近くの県税・総務事務所までご連絡ください。

なお、障害がある人のために使用する自動車は、一定の要件に該当する場合、納期限までに申請すれば、自動車税が減免される場合がありますので、早めにご連絡ください。

【自動車税・軽自動車税の納期内納付推進キャンペーン】

- 期日：5月14日（土）
- 時間：午後0時30分～3時
- 場所：イオンモール都城駅前
- 内容：「みやざき犬」と「ぼんちくん」のステージイベント、チラシ、花の種やポケットティッシュの配布

※お問い合わせは、
都城県税・総務事務所 ☎23-4516 にお願ひします。



◆ 軽自動車税の減免申請を受け付けます

平成28年度から申請書にマイナンバー（個人番号・法人番号）の記載が必要となります。

◎減免申請の申請期限は、5月31日（火）までです。

※ただし、土・日・祝日を除きます。また、申請手続きは、受付期間中のみとなりますので、ご注意ください。

■申請のときに持ってくるもの

①個人番号確認書類

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入で、軽自動車税の減免申請書にマイナンバー（個人番号・法人番号）を記載することとなりました。申請書に記載された個人番号確認を行いますので以下の書類を提出してください。

本人（納税義務者）が申請する場合	個人番号カード ※個人番号カードを持っていない場合は、次の書類のいずれかをご準備下さい。 ・通知カード ・個人番号が記載された住民票 ・個人番号が記載された住民票記載事項証明書
代理人（納税義務者以外の人）が申請する場合	上記の書類の写し 【注意】代理人が申請する場合、別に委任状が必要となります。

※法人番号を記載する場合は、番号確認・本人確認は不要です。

②障害などを証明するもの

（身体障害者手帳、療育手帳、戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳）

③運転免許証（申請対象の軽自動車などを運転する人の分）

④車検証

⑤印かん（認め印可）

※身体障害者などの本人以外が運転する場合、各種証明書類が必要となる場合があります。

※代理人（納税義務者以外の人）が申請する場合、手続きに来た人の本人確認の書類が必要となります。

■軽自動車税の減免対象となる車

次の①、②、③、④のいずれかに該当する場合、軽自動車税の減免対象となります。

	軽自動車等の所有者名義（納税義務者）	運転者	その他の要件
①	身体障害者など	身体障害者など本人	———
②	身体障害者など	身体障害者などと生計を一にする人	継続して、身体障害者などで18歳以上の人の通学・通院・通所もしくは仕事のために運転する場合
③	身体障害者など または 身体障害者などと生計を一にする人	身体障害者などと生計を一にする人	継続して、ア)、イ)のいずれかに該当する人の通学・通院・通所もしくは仕事のために運転する場合 ア)身体障害者などで18歳未満の人 イ)療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人
④	身体障害者など	当該身体障害者などを常時介護する人	日常的に当該身体障害者など(身体障害者などのみで構成される世帯に属する者に限る。)の通学・通院・通所もしくは仕事のために運転する場合

- 所有者名義とは、単なる所有ではなく、車検証の所有者または使用者の名義になっていることを意味します。
- 「身体障害者など」は、身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかに該当する手帳の交付を受けたものをいいます。
- ①から④に該当しても、障害の等級・程度によっては減免できない場合がありますので、あらかじめご相談ください。
- 減免の対象は、普通自動車も含めて、身体障害者など1人につき1台です。普通自動車税で減免手続きを受けられている場合、軽自動車税での減免申請はできません。

※普通自動車税の減免に関するお問い合わせは、
都城県税・総務事務所 ☎23-4516

※軽自動車税の減免申請に関するお問い合わせは、
税務財政課 住民税係（1階 ⑤番窓口）
☎52-9638（直通）をお願いします。

◆ 不動産公売を実施します。

町では不動産を、入札方式で公売します。

売却区分番号	公売財産の名称、数量、性質および所在 ならびに公有財産上の賃借権等の権利の内容		見積価額 (円)	公売保証金 (円)
	所在	数量		
28-1	土地		538 万円	54 万円
	所在	三股町大字樺山字東原		
	地番	4472 番 2		
	地目	宅地		
	地積	314.82 m ² ※主なものとして敷地内に太陽熱温水器などの一部放置あり		
	建物			
	所在	三股町大字樺山字東原 4472 番地 2		
	家屋番号	4472 番 2		
	種類	居宅		
	構造	木造セメント瓦葺平家建		
床面積	91.05 m ² ※建物の鍵がないため、鍵の取り替えが必要です			

公売財産の表示、公売保証金および見積価額 (概要)

◎公売の方法：入札（最高価申込者の決定は、入札書の「入札価額」欄に記載された金額が見積価額以上で、かつ最高の価額であるものに対して行います。）

◎公売の日時：8月9日（火）
受付・公売保証金納付／午前9時～10時
入札／午前10時～10時15分
開札／午前10時16分

◎公売の場所：町役場第一会議室（庁舎4階）

【入札に際しての諸注意】

1. 入札に際しては、あらかじめ公売財産を確認し、登記登録制度のあるものにつきましては、関係公簿などを閲覧した上で入札してください。
2. 公売物件の図面、写真および権利関係の詳細を記載した物件明細書は、税務財政課で閲覧することができます。
3. この公売財産は現状渡しとし、町は「かし担保責任」を負いません。
4. 入札に参加する場合は公売保証金の提出が必要です。
5. 現地内覧会を5月22日（日）・6月19日（日）・7月17日（日）の午前9時から午後4時30分まで開催します。（ただし、天候などの諸事情で内覧会を延期もしくは中止する場合があります。）駐車場はJA三股支所をご利用ください。
6. 町税を滞納している人は、入札に参加できません。
7. 本物件の滞納町税などが完納になったときなど、事情により公売を中止することがあります。

※お問い合わせは、
税務財政課 特別収納対策係
☎52-9634 にお願ひします。



◆ ごみ出しのルールを守りましょう

【ごみ出しの四つの基本】

- ① 決められた場所に出す
- ② 決められた曜日と時間を守る
- ③ 分別方法を守る
- ④ 町の指定ごみ袋に入れて出す

《ごみステーションに出すときの注意》

ごみステーションで回収するごみの種類と回収日は次のとおりです。
ごみカレンダーで確認してごみの種類ごとに分別し、町の指定ごみ袋に入れて出してください。
 ※祝日も収集します（ただし、12月31日～1月3日を除く）。
 ※引越しごみなど一度に大量のごみを出すときは、直接ごみ処理施設への搬入をお願いします。

◎ 燃えるごみ

毎週 月曜日・火曜日・金曜日 午前8時まで

◎ 燃えないごみ

毎月 第4木曜日 午前8時まで

◎ 缶・瓶

毎月 第3木曜日 午前8時まで

◎ ペットボトル・白色トレイ

毎月 第2木曜日 午前8時まで



※お問い合わせは、環境水道課 環境保全係（2階 ⑩番窓口）
 ☎52-9082（直通）をお願いします。

燃えるごみ

○ 生ごみ類（食べ残しや貝殻・骨・野菜くずなど）

・きちんと水切りしてから出してください。



○ 木くず類（切った枝・竹・落ち葉・草花など）

・土、泥は除いてください。
 ・大量の場合は、都城市クリーンセンターに直接持ち込んでください。



○ 衣類（シーツ・タオル・下着・紙おむつなど）

・汚物は取り除いてください。



○ プラスチック・ビニール類（シャンプーやマヨネーズの容器・お菓子袋・ラップ・卵のパック・CD・ビニールホースなど）

・シャンプーや洗剤の容器は中身を使いきってから出してください。
 ・ビニールホースは1缶未満に切って出してください。



○ 革製品（革靴・財布・バッグ・ベルトなど）

・金属部分は取り外してください。



○ その他（雑紙類・中がアルミ箔の紙パック・食用油など）

・食用油は紙や布に染み込ませてください。
 ・たばこの吸い殻は水に浸すなどして、完全に火を消してください。



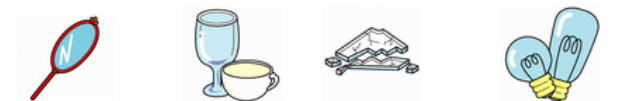
燃えないごみ

○ 陶器類（茶碗や皿・花瓶・植木鉢など）



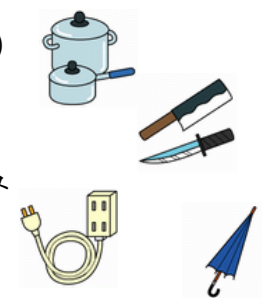
○ ガラス類（かがみ・割れた瓶・グラス・電球・割れた蛍光灯など）

・割れたガラスなどは新聞紙などに包んで**赤マジックで「危険」と明記**してください。



○ 金属類（金属製鍋・包丁・電気コード・傘など）

・鋭利なものは新聞紙などに包んで**赤マジックで「危険」と明記**してください。
 ・鉄アレイやダンベルなどの重いものは粗大ごみとなります。



○ 小型電化製品類

（ドライヤー・トースター・ポットなどの軽量なもの）

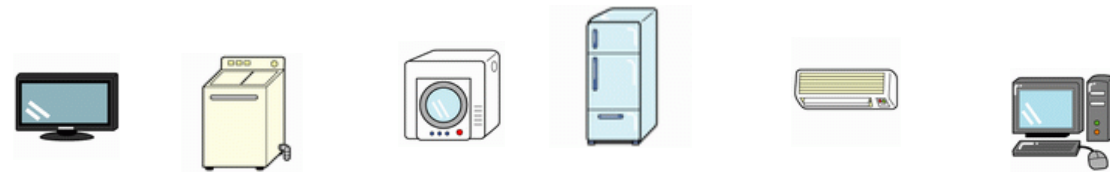


○ その他（アルミホイルなど）



電化製品

テレビ・洗濯機（衣類乾燥機）・冷蔵庫（冷凍庫）・エアコンは家電リサイクル法」による処理専門の回収業者に依頼してください。パソコンも同様です。



有害ごみ（危険ごみ）

○乾電池

- ・役場や各地区のリサイクル集積所などに置いてある乾電池回収容器に入れてください。
- ・充電式乾電池・ボタン電池は販売店などの回収ボックスに入れてください。

○水銀入り体温計・水銀灯・農薬・毒物または毒物が入っていた容器

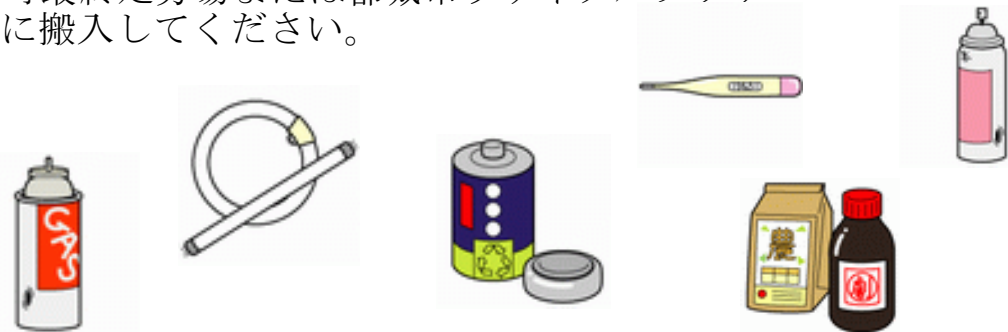
- ・販売店や引き取り業者にご相談ください。

○カセットボンベやスプレー缶

- ・使いきった後、穴を開けてリサイクル集積所の回収ボックスに入れてください。

○蛍光灯

- ・町最終処分場または都城市リサイクルプラザに搬入してください。



資源ごみ

- 缶類（飲み物・缶詰の空き缶・お菓子が入っていた缶など）



- 瓶類（一升瓶・ビール瓶・化粧瓶・栄養ドリンクなどの瓶など）



- ペットボトル



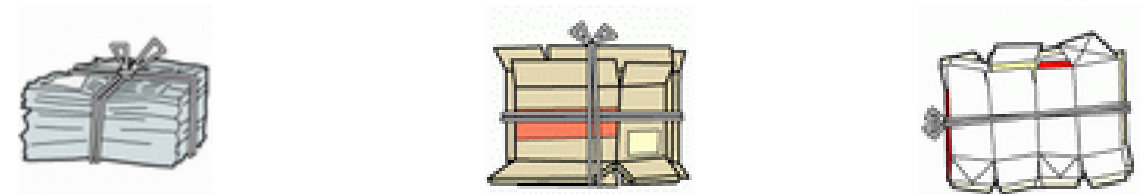
- 白色トレイ

- （色付きトレイや発泡スチロールは燃えるゴミです。）
- ・資源ごみはそれぞれの品目に分別して出してください。
- ・缶・瓶・ペットボトルのふたは外してください。（プラスチック製のふたは燃えるごみに、金属製のふたは燃えないごみに出してください。）
- ・水ですすいで、中に異物を入れないでください。

◎各公民館の資源ごみ集積所では、上記の品目のほか、紙類のリサイクルにも取り組んでいます。自治公民館活動にご協力をお願いします。

- 紙類（新聞紙・チラシ・雑誌類・ダンボール・紙パック）

- ・紙類はそれぞれの品目ごとにひもで縛るなどしてバラバラにならないようにしてください。



◆ 家庭用電動生ごみ処理機購入費の一部を補助します

「家庭用電動生ごみ処理機」とは？

家庭から出た生ごみを減量化・堆肥化できる機械です。

・「乾燥式」…高温の温風などにより生ごみを乾燥処理して堆肥化する方式。

・「バイオ式」…微生物に生ごみを分解させ堆肥化する方式。



生ごみの量が減り、処理後は臭いもなくなり肥料として活用できます。

【補助金額】

本体購入金額の半額(100円未満は切り捨て)。ただし、3万円が上限です

※補助対象となるのは処理機本体の購入費(税込み)のみです

取り付け費用・付属品代・配達料などは対象となりません

【受付期間】

平成29年2月28日(火)まで

※予定件数に達し次第、終了となります。ご了承ください。

【補助対象(下記の要件にすべて該当する人)】

- (1) 町内に住所があり、引き続き居住する人 ※法人を除く
- (2) 家庭で使用するために、町内または都城市内の販売店から電動生ごみ処理機を購入する人
※既に購入済みのものは対象外です
- (3) 電動生ごみ処理機購入費補助金を過去に一度も受けたことがない世帯
※1世帯で2台以上購入しても補助対象となるのは1台のみです
- (4) 町税の滞納がない人
- (5) 処理機の使用状況などに関する調査に協力できる人
- (6) 補助金の交付決定日から平成29年3月31日(金)までに購入したもの

【補助金交付の流れ】 ※申請・請求に必要な書類は町公式サイトからダウンロードできます。

■申請＝

〈申請時に必要な書類〉

	必要書類	備考
1	補助金交付申請書	「補助金申請者」と「処理機の購入者」は同一人
2	(補助金申請者の)滞納のない証明書	町役場1階⑤番窓口 税務財政課で発行(手数料300円)
3	購入先の見積書	◎見積書には次の事柄が明記されている必要があります。 ①購入者氏名 ②購入金額(税込) ③商品名 ④販売店名 ⑤販売店の住所

■決定通知＝町役場から「交付決定通知」または「不交付決定通知」を郵送します。

■購入＝補助金交付決定通知書の決定の日から30日以内または平成29年3月31日(金)までのいずれか早い日までに販売店で購入してください。

※町内および都城市内の販売店から購入することが条件となっています。個人からの購入や、インターネットのサイト上での購入は補助の対象となりません。

■実績報告・請求書提出＝

〈実績報告・請求書提出時に必要な書類〉

	必要書類	備考
1	補助金交付請求書	「補助金交付申請書」と同じ印かん(認め印可)を使用してください。口座振込です。口座名義人は「補助金申請者」と同一となります。
2	領収書の原本 ※コピーをとります。	◎領収書には次の事柄が明記されている必要があります。 (1) 購入者氏名 ※フルネーム、「補助金申請者」と同一人 (2) 日付 ※記載の無いものは無効 (3) 購入金額(税込み) ※処理機本体の購入費(税込み)の記載のあるもの (4) 商品名 ※機種名や型番などが記載されていること (5) 販売店名 (6) 販売店の住所 ※クレジットカードなどで購入の場合は、その証明となるもの(お客さま控えなど)
3	メーカー保証書の原本 ※コピーをとります。	販売店名が記載されているもの

■確定通知＝町役場から交付確定通知を郵送します。

■交付(補助金の支払い)＝補助金申請者の口座に補助金が振り込まれます。

※お問い合わせは、環境水道課 環境保全係(2階 ⑩番窓口)

☎52-9082(直通) お願いします。

町公式サイトアドレス <http://www.town.mimata.lg.jp/>

⑤ 保健と福祉（子ども）

◆ 麻しん・風しん混合ワクチン予防接種は済んでいますか？

予防接種が済んでいないお子さんは、指定医療機関で早めに予防接種を受けましょう。

麻しん・風しんの感染症を予防するために、予防接種は最も効果的な方法の一つです。

近年、国内での麻しんの発生例は、外国からの輸入麻しんです。麻しんは感染力が極めて強く、免疫のない人が感染すると、ほぼ100%発病し、死亡する例もあります。効果的な治療薬がないため、症状を抑える対症療法が中心になります。



■対象者と接種期限

町内に住民票があることが必須条件です。

対象者		接種期限
1期	満1歳の幼児	2歳の誕生日前日まで
2期	平成22年4月2日～ 平成23年4月1日生まれの子ども	平成29年3月31日まで

※ワクチン接種は1回では不十分です。2回目を必ず受けましょう。

■接種料 無料（町が負担しますが、接種期限を過ぎると全額自己負担となります）

■持っていくもの・・・母子健康手帳

医療機関名	電話
たけしたこども医院	51-0005
とまり内科外科胃腸科医院	52-1135
長倉医院	52-2109
畠中小児科医院	52-6000
山下医院	52-1348

■町内の指定医療機関
(町外の指定医療機関でも受けられます)

海外留学、進学、就職などのときに予防接種履歴の提出が必要になる場合がありますので、接種もれのないようご注意ください。

※お問い合わせは、町健康管理センター
☎52-8481にお願いします。



募集中

◆ 【急募】 児童厚生員を募集します

町では、児童館・児童クラブで働く児童厚生員を募集しています。

児童厚生員の仕事内容は、仕事などで昼間、保護者が家にいない小学校低学年の児童に、適切な遊びや交流の場を提供することです。

希望する人は履歴書をご提出ください。

勤務時間	月曜日～金曜日	午後2時～6時 (小学校行事などにより時間外勤務あり)
	土曜日・春休み・ 夏休み・冬休み	午前8時～午後6時 (早出・遅出あり、休憩1時間)
休日	週休2日(日曜日および交代で1日) 祝日・盆(8月13～15日)・12月29日～1月3日	
給与	年間96万円～100万円程度(社会保険なし)	
募集人員	1人	

■応募条件

- ①子どもの指導ができる人。
- ②年齢は問いませんが、子どもと一緒に遊ぶ体力のある人。
- ③保育士または教諭の資格がある人、または経験者が望ましい。

■履歴書提出先

福祉課・児童福祉係
詳しくはお問い合わせください。



※お申し込み・お問い合わせは、福祉課 児童福祉係(1階 ⑥番窓口)

☎52-9060(直通)にお願いします。

⑥ 保健と福祉（一般）

◆特定不妊治療費助成金を給付します

～平成28年度から助成内容が変更になりました～

体外受精または顕微授精による特定不妊治療費の助成を行います。

1. 対象者

- ① 夫婦のいずれかまたは両方が1年以上前から引き続き町内に住み、指定医療機関で医療保険が適用されない体外受精または顕微授精の特定不妊治療を受けた夫婦
- ② 「宮崎県不妊に悩む人への特定治療費助成金給付」を受けることが決定した人
- ③ 町税などの滞納がない人

2. 助成内容

- ① 夫婦一組に対し特定不妊治療に係る自己負担額から宮崎県助成金給付決定額を差し引いた額とし、1回の治療につき7万5千円を上限とします。ただし、初回の治療に限り、宮崎県助成金給付決定額に応じ、15万円を上限とします。
- ② 1組の夫婦に対する助成期間と回数は、宮崎県助成金給付期間や回数に準じます。

3. 申請に必要な書類

- ① 三股町特定不妊治療費助成金給付申請書（健康管理センターで配布しています。町公式サイトからもダウンロードできます）
- ② 「宮崎県不妊に悩む方への特定治療費助成金給付決定書」の写し
- ③ 滞納のない証明書(夫婦2人分)
- ④ 領収書の写し
- ⑤ 印かん（認め印可）
- ⑥ 通帳など振り込み口座が分かるもの

4. 県内の指定医療機関

医療機関	所在地	電話番号
(医) 同心会 古賀総合病院	宮崎市池内町数太木 1749-1	0985- 39-8888
とえだウイメンズ クリニック	宮崎市高千穂通 2-55	0985- 32-0511
(医) 社団政彬会 野田医院	都城市蔵原町9-18	24-8553
(医) 社団豊徳会 丸田病院	都城市八幡町4-2	23-7060
宮崎大学医学部 附属病院	宮崎市清武町大字木原 5200	0985- 85-1510
(医) 仁徳会 渡辺病院	日向市大字平岩718	0982- 57-1011

※県外の医療機関は、施設がある都道府県または指定都市もしくは中核市で特定不妊治療費の助成対象施設として指定された施設が対象となります。

5. 申請方法

「宮崎県不妊に悩む方への特定治療費助成金給付決定書」が届いたら、必要な書類をそろえて健康管理センターに申請してください。

※お問い合わせは、健康管理センター ☎ 52-8481 をお願いします。

◆就業支援講習会

「調理師試験準備講習会」の受講生を募集します



対象者	・ 県内のひとり親家庭の父母、および寡婦で調理実務経験が2年以上あり、県で行われる調理師試験を受験する人 ・ 講習会の全日程に出席できる人
講座の内容	調理師試験準備講座（13.75時間） 会場：宮崎県福祉総合センター本館2階（宮崎市原町2番22号） 定員：30人程度 ※申し込み多数の場合、事務局で選考します。
開催日時	6月25日（土）、7月2日（土）の2日間 午前9時～午後5時
参加料	テキスト代 3,000円程度
申込方法	①平成28年度就業支援講習会受講申込書（様式は、ホームページからダウンロードしてください） ②調理師試験受験願書の写し（受領印のあるもの） ③「児童扶養手当証書」または「ひとり親家庭医療費受給資格証」の写し ※①～③の書類を準備し、申込期限までにお申込みください。
申込期限	6月3日（金）
願書提出先	県内各保健所

※申し込み・お問い合わせは、
宮崎県母子寡婦福祉連合会
〒880-0007 宮崎市原町2番22号
(☎・FAX：0985-22-4696)
ホームページアドレス
<http://www.miyazaki-catv.ne.jp/~kenboren/index.html>
をお願いします。

◆障害者ふれあいサロンを実施します

障害のある人たちが気軽に集まり、お互いの情報交換をしたり、さまざまな活動を通してふれあい・交流したりすることを目的として「ふれあいサロン」を実施します。

①対象者・・・各障害者手帳（身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳）を持っている人

☆ 精神障害を理由とする年金を受給している人・自立支援医療受給者証（精神通院医療）の交付を受けている人も対象となります。

③日時・・・月2回程度実施

☆ 詳しい日程については、総合福祉センター「元気の杜」内の町基幹相談支援センターにお問い合わせください。

③利用方法・・・町基幹相談支援センター・福祉課（⑦番窓口）へ障害者手帳をお持ちになり、申し込んでください。

☆ 精神障害者の場合は、障害者手帳、年金証書、自立支援医療受給者証（精神通院医療）のいずれかをお持ちください。

※申し込み・お問い合わせは
町基幹相談支援センター ☎57-7337
または
福祉課 社会福祉係 ☎52-9061 をお願いします。

◆「ギャンブル依存症者の家族のつどい」を実施します

ギャンブル依存症は心の病気です。ギャンブルによって、経済的・社会的・精神的な問題を生じているにも関わらず、やめることができない状態です。この時、家族もギャンブルの問題に巻き込まれ、悩み苦しむ、借金の返済に追われ、日常生活が破綻します。

「ギャンブル依存症者の家族のつどい」では、ギャンブル問題を抱える家族が、悩み苦しみを分かち合い、勇気と元気をもらうためにグループミーティングを行っています。

下記の日程で開催していますので、どうぞ気軽にご参加ください。

事前予約は不要ですので、当日、会場までお越しください。

対象者	県内在住で、ギャンブル問題を抱える家族
内容	家族ミーティングや情報交換
場所	県総合保健センター 4階 団体交流室 (〒880-0032 宮崎市霧島1-1-2)
日時	開催日：5月10日(火)、6月7日(火)、7月5日(火) 午後1時30分～3時30分 ※毎月第1火曜日に開催しています ※この「つどい」で他の家族から聞いたことは秘密厳守をお願いします

ギャンブル依存症者の家族・友人のための自助グループ「ギヤマノン」でもミーティングが行われています。詳しくはお問い合わせください。



※お問い合わせは、
県精神保健福祉センター
(県総合保健センター 4階)

〒880-0032
宮崎市霧島1-1-2
☎ 0985-27-5663
FAX 0985-27-5276
にお願いします。

◆「薬物依存症者の家族のつどい」を実施します

薬物(違法薬物、危険ドラッグ、処方薬など)の依存症は心の病気です。

薬物の問題は、使っている本人だけでなく、周囲のあらゆる人を巻き込みながら進行していきます。本人に近しければ近い人ほど、「薬物の問題を自分が何とか解決しなければ」と責任を背負い込み、恨みや怒りを抱えて傷つき、自信をなくし、孤独になりやすくなります。

「薬物依存症者の家族のつどい」では、同様の問題、悩みを抱える家族が自分の気持ちを正直に話せる安全な場所として、毎月1回ミーティングを行っています。薬物依存症が病気であることを確認し、家族が抱えている重荷を少しずつ少なくしていくことで、まずは家族自身の回復を目指しましょう。

次のとおり開催していますので、どうぞ気軽にご参加ください。

事前予約は不要ですので、当日、会場までお越しください。

対象者	県内在住で、薬物に関する問題を抱える家族
内容	家族ミーティングや情報交換
場所	宮崎県総合保健センター 4階 団体交流室 (〒880-0032 宮崎市霧島1-1-2)
日程	5月17日(火)、6月21日(火)、7月19日(火) 午後1時30分～3時30分 ※毎月第3火曜日に開催しています ※この「つどい」で他の家族から聞かれたことは、秘密厳守をお願いします。



◆「依存症家族教室」を実施します

ストレス社会の中で、自分の抱える問題やつらい現実から逃れるために、薬物、アルコール、ギャンブルなどに依存し、コントロールを失ってしまう行動習慣。それらを総称して「**アディクション**」(嗜癖行動^{しへきこうどう}、しがみつき)といいます。

依存症の周囲にいる人たちは、「自分の関わりが悪かったから・・・」と罪悪感を持ったり、「本人の人格の問題だ」と怒りをため込んだりしている場合があります。

「依存症」という病気に対する正確な知識を得て、家族としての適切な対処方法を学び、家族同士が支え合う場を提供します。

対象者	県内在住で、依存症関連問題で悩んでいる家族とその支援者				
プログラム	日程		時間	テーマ	講師
	6月2日 (木)	10月6日 (木)	午後 2時30分 ～	依存症の理解	精神科医師
	7月7日 (木)	11月17日 (木)		さまざまな 場面と対応	精神保健福祉士 センター職員など
	8月4日 (木)	12月1日 (木)	3時30分	家族の回復	自助グループ当事者
・参加人数により、テーマや講師などは変更される場合があります。 ・3回シリーズですが、どの回から参加しても構いません。					
費用	無料				
申し込み	教室は予約制です。匿名での参加が可能ですが、人数把握のため、参加を希望する人はご連絡ください。 ※依存症当事者の参加はご遠慮ください。				
場所	県総合保健センター 5階 視聴覚室 (〒880-0032 宮崎市霧島1-1-2)				



※お申し込み・お問い合わせは、

県精神保健福祉センター（県総合保健センター 4階）

〒880-0032 宮崎市霧島1-1-2 ☎0985-27-5663 FAX 0985-27-5276 お願いします。

◆精神保健に関する相談を行っています

県では、さまざまな精神保健に関する相談を行っています。

一人で悩まないで、誰かに話してみませんか。

県精神保健福祉センター	精神科医による診療相談	予約受付電話	0985-27-5663
	ストレス専門診療相談	毎月第2・4月曜日 第3木曜日	午後2時から4時(要予約)
		メンタルヘルスに関することやストレス、うつ病などで悩む本人や家族の個別相談に精神科医が応じます。	
	一般診療相談	毎月第1・3水曜日	午後2時から4時(要予約)
		精神科の病気、こころの健康に関する問題など精神保健一般について精神科医が相談に応じます。	
薬物関連診療相談	毎月第1木曜日 第3月曜日	午後2時から4時(要予約)	
思春期精神保健診療相談	薬物やアルコール、ギャンブルなどの問題に悩む本人や家族などの個別相談に専門の精神科医が応じます。		
	毎月2回(不定期)	午後2時から4時(要予約)	
電話相談	こころの電話	相談専用電話	0985-32-5566
	平日 月～金曜日(祝日・12月29日(木)～平成29年1月3日(火)を除く) 午前9時～午後7時 特定の相談に限定することなく、さまざまな悩みを幅広く受け付けます。 今のつらい気持ちをただ聴いてもらいたい人も気軽にお電話ください。		
相談窓口情報サイト	宮崎こころ青Tネット	アドレス	http://www.m-aot.net
	さまざまな悩みや心配事、こころの病気などを抱えている人のために、相談窓口情報や生きがいがづくりの場などを案内する県民向け情報サイトです。		
宮崎こころの保健室	アドレス	http://www.miyakoro.com	
	若者向け「こころの健康応援」特設サイト。思春期によく見られるこころの不調に関する情報、ストレス対処法のチェックリストやメール相談の窓口もあります。		

⑦ 保健と福祉（高齢者）

◆「町シルバー人材センター主催講習会」の受講者を募集します

公益社団法人三股町シルバー人材センターでは、各種講習会の受講者を募集します。町内に住むおおむね60歳以上の人で、シルバー会員以外の人でも受講できます。

講習名	花の寄せ植え講習
内容	①暑い夏にも楽しめる春の寄せ植え ②パンジー、ビオラを中心に春まで楽しめる秋の寄せ植え ③お正月の玄関を豪華に彩る冬の寄せ植え
講習期日	①5月28日（土） ②10月22日（土） ③12月3日（土）
参加料	1回につき500円～1,000円（材料代の一部として）
募集人員	20人

講習名	せんてい 剪定講習
内容	①安全管理、松の芽摘み ②常緑樹などの強剪定、正月前の化粧切り ③冬の強剪定
講習時期	①6月下旬 ②10月中旬 ③2月中旬
参加料	無料
募集人員	10人

講習名	網戸張り替え講習
内容	サッシ網戸の張り替え方法
講習時期	6月中旬
参加料	無料
募集人員	20人

申込方法：直接電話でお申込みください。

申込締切日：5月20日（金） ※定員に達し次第、締め切りとします

※お問い合わせ・申込先は、

公益社団法人三股町シルバー人材センター

三股町大字樺山3890番地5

☎ 52-7150



◆「高齢者向け給付金」を支給します

支給対象になる可能性がある人には、5月中旬に申請書などを送付します。
高齢者向け給付金は、「一億総活躍社会」の実現に向け、新たに、賃金引上げの恩恵が及びにくい所得の少ない高齢者に給付金を支給するものです。

支給対象者

◆平成27年度臨時福祉給付金（6千円）の対象者のうち、
平成29年3月31日までに65歳以上になる人

※ただし、生活保護を受給している人は、原則として対象外です。
生活保護の開始時期などで対象となる場合がありますが、生活保護
制度上で収入認定されます。

支給額

◆ 1人につき3万円

受付期間

◆ 5月20日（金）～8月31日（水）

※ 申請書などが届いてから手続きをしてください。

受付方法

- ◆ 返信用封筒での郵便申請
- ◆ 役場臨時福祉給付金業務室に直接持参しての窓口申請

「臨時福祉給付金」のお問い合わせは

福祉課 介護高齢者係 臨時福祉給付金担当

☎ 52-1115、52-1116

厚生労働省給付金専用ダイヤル

☎ 0570-037-192



⑧ 農林畜産業関連

◆「緑の募金」にご協力ください

（社）宮崎県緑化推進機構は「県民参加の森林づくり」を目指して「緑の募金」を行っています。皆さんの善意で集まった「緑の募金」は、森林づくりボランティア活動などによる森林の整備、緑化の推進、国際緑化協力に使われます。

明るく住みよい未来に向けて、緑豊かな郷土を築くため、皆様のご支援とご理解をお願いします。

＜平成27年度の募金額＞ 130万300円

全額宮崎県緑化推進機構に納付しました。皆様のご協力、誠にありがとうございました。

○平成27年度の使いみち

- ・森林の整備
各小学校林など整備事業・・・32万6,542円
- ・緑化推進
緑化推進事業（公園などへの植栽）・40万4,705円
- ・みどりの少年団 活動費助成・・・15万円

募金期間 5月31日（火）まで

※お問い合わせは、

三股町みどりの推進会議事務局（産業振興課 農林整備係）

☎52-9089（直通） お願いします。

⑨ 相 談

◆「人権相談」を実施します

いじめ・虐待などの「人権相談」だけでなく、家庭関係（夫婦・親子・離婚・扶養・相続）、近隣関係、金銭貸借、借地借家、登記などの「悩み事相談」にも応じています。気軽にご相談ください。

※予約は不要です。なお相談は無料です。

■特設人権相談

期 日	6月1日（水）
時 間	午前10時～午後3時
場 所	JR三股駅多目的ホール
担 当 者	黒木兼一郎、上西理恵

■常設人権相談

日 時	平日の午前8時30分～午後5時15分
場 所	宮崎地方法務局都城支局 (都城合同庁舎5階相談室)
担 当 者	人権擁護委員・法務局職員

※お問い合わせは、

・特設人権相談：総務課 行政係（2階 ⑧番窓口）

☎52-1112（直通）

・常設人権相談：宮崎地方法務局都城支局

☎22-0490 にお願ひします。

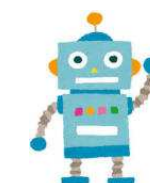


◆「おもちゃ病院三股」を開設します

期 日	5月21日（土）毎月第3土曜日
時 間	・開 院 午後1時～5時ごろ ※受け付けは午後3時までにお願ひします。
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」
注 意 事 項	・おもちゃ病院三股は、おもちゃを無償で修理します（一部、材料費などが掛かることがあります）。ただし、破損がひどい物、欠品がある物については、修理できない場合があります。現物を見て判断しますので、ご了承ください。 ・AC電源で作動させる電化製品・コンピューター製品、人を傷つける恐れがある物、水に浮く物（浮輪・ボートなど）は修理対象外です。

※お問い合わせは、

代表：横山健一 ☎51-0241 または、
増田親忠 携帯090-1926-8783
にお願ひします。



◆「ふれあい福祉相談」を実施しています

社会福祉協議会では、生活上の問題、結婚・離婚・金融上のもめ事や介護など、あらゆる相談を受け付けます。
また電話での相談も行います。

- 相談日： 毎週月曜日・水曜日・金曜日
- 時 間： 午前9時～午後5時
- 場 所： 町総合福祉センター「元気の杜」

※お問い合わせは、社会福祉協議会

☎52-1246 にお願ひします。

